

被疑少年取調と適正手続保障

—アメリカ少年法における権利放棄準則の展開（その1）—

葛野 尋之

目次

- I. 序 一問題の背景—
- II. 権利放棄準則の諸相
- III. 裁判所判決および立法の動向（以上 本号）
- IV. 実証研究の紹介
- V. 権利放棄準則をめぐる議論
—手続的権利保障の「実質化」という観点から—
- VI. むすびにかえて

I 序 一問題の背景—

1899年イリノイ州シカゴにおいて誕生し、少年の福祉・教育、手段としての科学的アプローチを強調してきた少年裁判所制度は、とりわけ1950年前後から、⁽¹⁾ 厳しい批判にさらされるようになった。それは、一方では、刑罰的対応を求め⁽²⁾ る立場からその保護主義的理念ないし処分の「甘さ」に対するものであり、他⁽³⁾ 方では、人権保障の強化を要求する立場から実体的、手続的な適正手続の欠如に対するものであった。このような中で、法執行および司法運営に関する大統領諮問委員会による適正手続強化の提言、⁽⁴⁾ 諸州における裁判所判決・立法の⁽⁵⁾ 展開等を受けて、67年合衆国最高裁は、正確な非行事実認定の必要性・重要性を強調して、少年裁判所の非行事実認定手続における適正手続保障を宣言し、その具体的要件として憲法上の弁護人依頼権、黙秘権等の保障を求めたゴール⁽⁶⁾ ト判決を下した。

また、時を同じくして、一連の合衆国最高裁判決を通じ、刑事手続、とりわけ被疑者取調における適正手続保障は著しい発展をみせる。それが最高潮に達

したのは66年ミランダ判決⁽⁷⁾である。判決は、身柄拘束中の被疑者取調は内在的に強制的であるとしたうえで、被疑者の黙秘権保護を目的として、①黙秘権、および国選弁護人の任命を受ける権利と取調への立会権を含む弁護人依頼権を取調に先だち被疑者に告知すること、②被疑者がかかる権利を有効に放棄した場合のみ取調は許され、被疑者が何れかの権利を行使した場合には取調を中止すべきこと、③このような手続きに違反して採取された供述は証拠として許容されないことを内容とする、いわゆるミランダ法則を明らかにした。身柄拘束中の被疑者取調が許される手続要件を定め、その違反に自動的な供述の排除という効果を結び付けたのである。

少年手続における適正手続保障の高揚は、ミランダ法則の保障による被疑者取調における手続的保障の画期的展開を受けて、ゴールドその他一連の合衆国最高裁判決が問題とした少年裁判所の非行事実認定手続に続き、被疑少年の取調手続に関する問題を、次なる重大な関心事として位置付けることになる⁽⁸⁾。この被疑少年取調における適正手続保障の問題は、少年手続に関するゴールドその他一連の合衆国最高裁判決によっては直ちに解決されない問題として、以後極めて活発な議論を生み、これに関する裁判所判決および制定法は大きな展開を見せるのである。ここでは、単純に刑事手続における手続的保障がそのまま及ぶとすることで十分なのか、あるいは、少年ないし少年手続の特性についての考慮に基づき、それらを反映させた何らかの特別な手続的保障が要求されるのか、そうだとすれば具体的にどのような保障が要求されるのかが問われることになる。そしてこのとき、刑事手続において被疑者・被告人に保障される手続的権利を少年手続にそのまま適用しても、一般に、少年に及ぶ権利保障の実質的效果は成人の被疑者・被告人に対してのもの以下でしかありえず、実質的にはそれ以下の保障をしたことにしかならないという指摘が、重要な意味を持つことになろう。またさらに、ゴルト判決は、適正手続の欠如が少年の処遇にも悪影響を及ぼすというウイラーとコットレルの見解を引きつつ、特に非行事実認定に関する適正手続保障は少年の福祉の処遇と決して対立するものではなく、むしろ手続の治療的效果を促進するものであることを強調したが⁽¹¹⁾、この点と関連して、手続の第一段階である捜査過程において、十分な適正手続を保障し、少年が手続に対して公正だとの観念を持つようにすることが、少年の福祉の実現という手続の目的達成のために重要かつ必要であるという指摘がなさ

れている。⁽¹³⁾被疑少年取調と適正手続保障の問題を論じるうえでも、このような点を考慮に入れることが同時に重要となるであろう。⁽¹⁴⁾

本稿は、以上のような背景に基づきミランダ、ゴールト両判決以降アメリカ少年法において生じた、被疑少年取調と適正手続保障に関する議論および法の展開、その中から特に被疑少年の権利放棄に関する準則の展開を素材とし、それに検討を加えることによって、被疑少年取調、さらには少年手続全体における手続的権利保障のあり方を、手続的権利保障の「実質化」という観点から捉え直す手掛かりを得ようと目指すものである。さらに、手続的権利保障の実質化という要求に対して、効率的かつ取りこぼしのない確な法執行を強調する社会の安全の要求がいわば外在的な制約原理として働き、両者が緊張関係にあることを明らかにし、その上で、このふたつの要求の関係を少年法制全体のあり様の中でどのように捉えることができるかを考察しようとするものである。

II 権利放棄準則の諸相

(1)少年手続とミランダ法則

ところで、ミランダ法則は少年事件にも適用されるのか、すなわち身柄拘束中の被疑少年取調においても保障されるのかは、直ちに明らかではなかった。もともとゴールト判決以前は、非方式性を特徴とする伝統的な少年手続のもので、刑事手続において被疑者・被告人に保障される種々の手続的権利について、少なくとも憲法上の保障は及ばなかった。⁽¹⁵⁾とりわけミランダ法則がその基礎を置く黙秘権については、少年自身が事件の真相の一切を語り、自らの責任を進んで負うことが強調されたために、その保障は、問題を持つ少年の「治療」という手続目的の達成を妨げるという考えが強かったのである。⁽¹⁶⁾たとえば、アレキサンダー判事は次のように言う。「少年に対して正直であれと教え、真実を打ち明けるように勧めることと、嘘をついて真実を隠すための抜け道をこしらえてやることとは、果たして、その少年にとってどちらの方がより正義にかなうであろうか。医師は病を煩った少年を診断し治療を施すが、その際、少年に対して、医師を欺くことや医師の質問を言い抜けることを勧めたりなど決してないであろう。少年の行動が病に侵されている場合にも、同様に考えられるはずだ。」⁽¹⁷⁾憲法上、黙秘権の保障が及ばないならば、ミランダ法則は、少なくとも憲法上は、少年手続においては保障されないということになる。⁽¹⁸⁾

その後1967年合衆国最高裁ゴールト判決は、少年手続と刑事手続との果たす機能の同質性、治療的処遇に対し自白が果たす役割についての従来の理解への疑問等に基づき、憲法上の適正手続が要請する「基本的公正」のひとつの要件として、少年手続における憲法上の黙秘権の保障を判示した⁽¹⁹⁾。しかし、判決の判示事項は少年裁判所の非行事実認定手続のみを射程としていたため、裁判所手続前の取調手続における黙秘権保障が憲法上要求されたわけではなく、したがって、少年手続におけるミランダ法則適用の問題に最終的な解決は与えられなかった。しかしそれでも、判決が黙秘権の保障を判示する際に、警察取調による自白に関する先例を多く引用し、当事件における保護観察官に対しての裁判所外の自認についても言及していることから、その判示事項の射程の限定性にもかかわらず、ゴールト判決の解釈によってミランダ法則の適用を認めるべきだとする説も強く主張された⁽²²⁾。そしてそれ以降、州、連邦の制定法ないし裁判所判決は全て、ミランダ法則の保障を要求しているという⁽²³⁾。また、合衆国最高裁はこの問題について未だ明確な判断をしていないが、79年フェア判決は傍論においてミランダ法則が保障されるべきことを示唆している⁽²⁴⁾。

(2)被疑少年の権利放棄 一問題の所在一

ミランダ法則の保障が少年手続にも及ぶことになると、身柄拘束中の被疑少年取調と適正手続保障の問題はこの保障を前提として展開されることになる。ところで、ミランダ判決は、被疑者が自己の黙秘権および弁護人依頼権を「任意に、かつ十分な理解と合理的判断に基づき」放棄した場合には、弁護人の立会を欠く尋問の結果採取された供述であっても許容されうるとした。このことは、被疑者が告知された自己の権利の意味と重要性を理解し、適切に権利を行使しうるのであることを前提としているが、とりわけこの被疑者の権利放棄の問題との関係で、ミランダ法則は当初意図された被疑者の権利保護の効果を現実には十分に上げていないというのが、行われた様々な調査研究のほぼ一致した結論である⁽²⁷⁾。こうして、ミランダ法則に基づく適正手続保障は、ひとつには、被疑者の権利放棄の問題をどのように取り扱うかによって左右されることが認められているのである⁽²⁸⁾。

被疑少年取調について、ミランダ法則に基づく適正手続保障の問題を論じる上でも、被疑少年による権利放棄の問題が中心的課題として捉えられるようになる。そして、「事実上全ての少年と親から権利放棄を獲得することによって

ゴールト判決の精神を覆した裁判所もある⁽²⁹⁾」という指摘もなされているように、少年による権利放棄の問題は、少年裁判所手続も含めた少年手続全体にわたっての重要課題と受け取られている中で、とりわけ身柄拘束中の取調にあたっての被疑少年の権利放棄は、ミランダ、ゴールト両判決以降の最も解決困難な問題とさえ捉えられており、この問題をめぐって極めて活発な議論が展開されてきたのである。ここでは、知能的にも情緒的にも未成熟な少年が、親、弁護人等の援助を受けることなく果たして有効な権利放棄をなすのかという疑問が問題の出発点となっている。少年にはミランダ判決が前提とした有効な権利放棄の能力が欠けているのではないかという関心に基づき、被疑少年の権利放棄に関して生じる諸問題を検討することを通じて、ミランダ法則に基づく手続的保障の問題点と限界が明らかにされ、被疑少年取調における適正手続保障のあり方が改めて問い直されることになるのである。以下本章では被疑少年の権利放棄に関する準則の展開のアウトラインを述べることにする。

(3) 「事情の総合的考慮」準則

被疑少年の権利放棄に関する準則のひとつとして「事情の総合的考慮」準則 (totality-of-circumstances rule) がある。これは、刑事手続における成人被疑者の権利放棄についても一般に用いられている準則である。この準則によれば、権利放棄の有効性は具体的事案に固有な事実に基づき決せられる「事実問題」であり、権利放棄に際して存在した事情を総合的に考慮したうえで判断されるとされ、権利を放棄した者が少年であるということだけで、直ちに権利放棄に関して何らかの特別な手続が要求されるわけではない。裁判所は具体的事案に即して、年齢・教育・知能指数・前歴等の当該少年に関係する諸事情、および取調の方法・時間・期間等の取調に関係する諸事情を総合的に考慮して権利放棄の有効性を決定するのであるが、その際、いかなる事情をいかに評価するかについて何らかの定式があるわけではなく、裁判所の裁量に委ねられるのである⁽³⁴⁾。

被疑少年の権利放棄についても、この準則は合衆国中かなりの多数の法域において採用され、合衆国最高裁フェア判決もこれに依った⁽³⁵⁾。しかしこれに対しては、後述する「絶対準則」を支持する立場から強い批判がなされている。第1に、この準則は被疑少年の有効な権利放棄を確実に保障するためには不十分であるという批判である。一般に情緒的にも知能的にも未成熟である少年は、

取調に内在する威圧的雰囲気屈し易く、告知された権利の意味・重要性を十分に理解できない。したがって、弁護士や親の援助（例えば事前の協議・立会）の保障といった何らかの特別な手続的保障がなされない限り、被疑少年の権利放棄が真に有効なものとしてなされることは確実に保障されえないとされるのである。⁽³⁷⁾第2に、権利放棄の有効性を判断する際に裁判所がいかなる事情をいかに評価するかについての定式が存在しないために、この準則は判断基準としての明確性に欠け、裁判所の判断が不確実かつ不統一なものになるとされる。⁽³⁸⁾その結果、恣意的な判断がなされる可能性があるとともに、有効な権利放棄を妨げるような、少年に特有の事情が十分に考慮・評価されることが困難であるとされている。⁽⁴⁰⁾さらに、判断基準としての明確性が欠けることは、同時に、捜査機関が少年から権利放棄を獲得しようとする際に従うべき明確な手続規準が存在しないことも意味する。このため捜査機関は、個々の事件において具体的にいかなる手続に従い被疑少年から権利放棄を獲得するかについて混乱を強いられ、迅速な対応ができないばかりでなく、有効な権利放棄を十分担保するだけの手続が用いられない場合もしばしばあると指摘されている。⁽⁴¹⁾第3に、民法上の行為無能力の制度との関連における問題性も指摘されている。⁽⁴²⁾少年の一般的特性としての未成熟性、とりわけ自己の行為の性質・意味を十分に理解できないという知的未成熟性のゆえに、民法上少年の行為無能力の制度が設けられていることに照らすならば、身柄拘束中の取調にあたっての憲法上の権利の放棄という極めて重大な事項について、単独で有効な放棄が可能であると認めるべきではないとされるのである。⁽⁴³⁾

(4)「利害に関心を持つ成人」準則

「事情の総合的考慮」準則が持つ問題点の克服を意図して、1970年代に入り、被疑少年の権利放棄に関する特別な準則として「利害に関心を持つ成人」準則（“interested adult” rule）が生まれ、いくつかの法域において制定法または裁判所判決によって採用されるようになった。⁽⁴⁴⁾この準則の内容は、細部においては採用している法域ないし主張する論者の間で相違もあるが、次のようなものであると言えよう。すなわち、①少年が権利放棄にあたって弁護士または親その他の成人の援助（事前の協議および立会）を受けること、⁽⁴⁵⁾②関与する成人は純粋に当該少年の福祉に関心を持つ者であること、③関与する成人は少年の権利を告知され、それを理解していること、④これらの手続要件が遵守され

なければ権利放棄は直ちに無効とされ、引き続き採取された供述は許容されないことである。⁽⁴⁶⁾この準則は、有効な権利放棄を担保する手続的保障として一定の手続要件を定める点において「予防的準則」(prophylactic rule)としての性格を、またかかる手続要件の違反が直ちに権利放棄を無効とする効果を持つ点において「絶対準則」(*per se* rule)としての性格を持つものである。⁽⁴⁷⁾

被疑少年による有効な権利放棄の要件として「利害に関心を持つ成人」の援助を要求するこの準則は、かなりの場合単独では真に有効な権利放棄をなしえないであろう少年について、その権利放棄の有効性を確保しようとする。⁽⁴⁸⁾すなわち、弁護士またはかかる成人との事前の協議およびその立会によって、有効な権利放棄を妨げる要因である、少年の持つ情緒的・知能的な未成熟性を補完し、少年の権利放棄が真に有効なものとしてなされることを手続的に保障しようとするのである。⁽⁴⁹⁾また、「予防的準則」および「絶対準則」としての性格を持つこの準則は、裁判所に対しては明確な判断基準を、そして捜査機関に対しては明確な手続規準を提供するものとされる。⁽⁵⁰⁾

しかしながら、このような「利害に関心を持つ成人」準則についても問題点が指摘されている。第1に、この準則によっても、弁護士が関与した場合以外は、被疑少年の権利放棄の有効性は十分確実に保障されないという点である。⁽⁵¹⁾特に「利害に関心を持つ成人」として典型的に予定される少年の親について、親は少年の権利を十分に理解したうえで、また少年と利害が一致して、身柄拘束中の取調という状況において適切な助言を与えうるという前提、および少年の権利の擁護者としての役割を適切に果たしうるという前提が疑問視されているのである。⁽⁵²⁾成人一般のミランダ警告の理解力についてだけでなく、⁽⁵³⁾特に身柄拘束中の取調という状況下での少年との関係においても、法律家でない親その他の成人が少年の権利の性質・意味および少年が直面している状況を十分に理解し、少年に対して適切な助言を与えうるという点には強い疑問が示されている。⁽⁵⁴⁾また、わが子が被疑者として取調を受けることに対する当惑ないし羞恥、そのことから親自身が被る日給の喪失等の事実的不利益が理由で、かなりの場合に少年と親との利害は対立し、親は無関心ないし憤激という態度をとると指摘されている。⁽⁵⁵⁾他方、身柄拘束中の取調という状況において、親自身が萎縮ないし恐怖し、少年に対する自由な助言の提供は困難であるとも指摘されている。⁽⁵⁶⁾さらに、様々な動機から、親は少年に権利放棄を強いることも多いとさえされ

ているのである⁽⁵⁷⁾。加えて第2に、この準則によっても、裁判所の判断基準および捜査機関の手続規準としての不明確性が満足ゆくまでには解消されないという批判がなされている。手続要件のそれぞれについて、十分な協議が現になされたか、協議した成人が少年と利害が対立せず、告知された少年の権利を十分理解していたかを判断することは決して容易ではなく、結局は個々の事案の具体的事情を総合的に考慮したうえで判断されざるをえないとされるのである⁽⁵⁸⁾。

(5)「弁護人の必要的関与」準則

権利放棄準則のこのような展開を受けて、身柄拘束中の取調にあたり被疑少年が黙秘権ないし弁護人依頼権を有効に放棄するためには、それに先立つ弁護人との協議およびその立会が必要だとする「弁護人の必要的関与」準則が、学説およびいくつかの政策集団の勧告によって主張されるに至った⁽⁶⁰⁾。かなりの場合に単独では真に有効な権利放棄をなしえない少年について、その情動的・知能的な未成熟性を補完し、有効な権利放棄を確保するためには、親その他の「利害に関心を持つ成人」の援助を保障することで不十分であり、法律家たる弁護人が事前の協議および立会という形で関与することこそが必要だとするのである⁽⁶²⁾。他方、非常に厳格な手続要件を定めることによって、手続規準としておよび判断基準としての明確性の要請にも適うとされている⁽⁶³⁾。

しかし、この「弁護人の必要的関与」準則についても、その問題点がいくつか指摘されていることに注意しなければならない。そのひとつとして、まず、多くの場合に法律家は少年事件の取り扱いに慣れておらず、少年の権利の擁護者として、期待される程には十分効果的な役割が果たせないかもしれないとされている⁽⁶⁴⁾。また、少年手続における弁護人の関与一般に関するいわば構造的な問題として、とりわけ手続の非方式性を強調する少年裁判所においては、ゴールト判決が期待したような弁護人の効果的な当事者主義的活動は十分には期待できないと指摘されている⁽⁶⁶⁾。たとえばステイプルトンとタイティルバウムは3年間にわたる調査に基づき、当事者主義的な積極的弁護活動を行おうとする弁護人の関与が少年裁判所手続に対して持つ効果について、少年に対する手続的権利保障を強調し、また当事者主義的構造を採る裁判所においては、手続運用のあり方ないし事件の処理結果に対して弁護人の関与が大きな効果を持つが、対照的に、伝統的なパレンス・パトリエ的理念に基づき、少年に対する手続的権利保障を重視せず、手続の非方式性を強調する裁判所においては、弁護人の関与は

ほとんど効果を持たないと報告している。そして、この結果は裁判所の手続構成ないし少年に対する手続的権利保障の度合いの相違に由来するとし、これらの相違から、構造的・組織的の圧力を通じて、とりわけプリ・バーゲニングおよび非行事実⁽⁶⁷⁾に争いがある事件における弁護人の当事者主義的活動の可能性自体にも違いが生じるとしている。また、手続に弁護人が関与することによって、非行事実認定ないし処遇決定において却って少年の不利益がもたらされるとい⁽⁶⁸⁾う指摘すらあり、さらにホロヴィッツは、少年手続において弁護人は少年および親と裁判所との間の仲介役として活動することを期待されており、その結果、少年に対して真実を述べさせることへの圧力として作用しているとする⁽⁶⁹⁾。弁護人の関与が、必ずしも少年の黙秘権保障に効果的ではないとするのである。このように、少年手続の目的および少年手続構成の二重性ないし曖昧さとの関連で、弁護人の関与による少年の権利保障の確保については、問題が残るとされ⁽⁷⁰⁾ているのである。

II 裁判所判決および制定法の動向

(1)合衆国最高裁の諸判決

ミランダ・ゴルト判決以前、刑事手続において訴追された少年の警察取調の結果採取された自白について、事情の総合的考慮に基づくいわゆる「任意性」テストを用いて、憲法上の適正手続違反を理由にその許容性を否定したものと⁽⁷¹⁾して、1948年ギャレゴス判決と1962年ヘイリー判決がある。ヘイリー判決は、逮捕後5時間にわたる取調の結果採取された当時15歳の少年の自白について、「本件のように、ほんの子ども（それは容易に法の犠牲者となりうる）が関係する場合には、特別の配慮をしつつ記録を精査しなければならない。15歳はいかなる人種でも傷つき易く難しい年頃である。このような少年を、成人についてのように峻厳な基準で判断することはできない。成人ならば冷静で影響を受け⁽⁷¹⁾ない事であっても、十代初期の少年は容易にそれに畏怖し、圧倒されるのだ」と述べ、「特別の配慮」に基づく判断の必要を明示したうえ、具体的事情として、とりわけ尋問中弁護人、親等の援助を受けなかったことを強調し、自白の許容性を否定した。ギャレゴス判決は、逮捕後7日間にわたり警察署に身柄拘禁された後の当時14歳の少年による自白について、「自己の自認（admission）によりもたらされる結果を十分に理解しうる成人と同様に取り扱ってはならな

(72) い」と述べ、特別な取り扱いが必要だとしたうえ、少年は自己の権利ないし自白の結果を理解することが極めて困難であること、さらに自白に至るまで弁護士、親等の援助を受けなかったことを強調して、その許容性を否定した。これら両判決に表明された「特別の配慮」の必要、およびそのための具体的な手続的保障としての弁護士、親等の援助の強調は、被疑少年の権利放棄に関するその後の法の展開の大きな力となったのである。

1967年ゴールト判決は、少年裁判所手続における正確な非行事実認定の必要性・重要性を強調し、憲法上の適正手続の要請として、弁護士依頼権、黙秘権等の保障を宣言した。判決の判示事項の射程は少年裁判所の非行事実認定手続に限定されており、裁判所外での被疑少年取調ないし被疑少年の権利放棄・自白の問題を直接取り扱ってはいないが、判決中にはこれらの問題と強く関連する部分がある⁽⁷³⁾。黙秘権の保障を判示する際、判決は次のように述べている。⁽⁷⁴⁾
「当裁判所は、憲法上の黙秘権は成人についてと同様に、少年の事件にも適用されると結論する。少年自身が、または誰かがその利益となるように当該権利を放棄する場合、特別な問題が生じること、少年の年齢、親の立会の有無とその能力に従って、原理的ではないが技術的な差異がありうることを認める。弁護人の関与は、勿論、当該権利を取り扱ううえで警察、少年裁判所そして上訴裁判所を助けることになるであろう。自認が採取されたとき、相当な理由が何かあるにせよ弁護士が立会っていなければ、それが威圧または暗示の結果でないという意味においてだけでなく、権利を知らないこと、思春期のきまぐれ、恐怖または絶望の結果でないという意味においても、当該自認が任意なものであることを確実にするために、最大限の配慮がなされなければならない。」⁽⁷⁶⁾ ここにおいて、少年裁判所手続に限らず警察取調をも念頭におきつつ、少年の黙秘権の放棄ないし自白の採取については「最大限の配慮」が必要だという一般的な見解が表明されている。判決は、被疑少年の権利放棄について「利害に関心を持つ成人」準則ないし「弁護人の必要的関与」準則を採る裁判所判決においてしばしば引用され、そこに示された少年の権利放棄ないし自白に関する基本的な考え方は、これらの準則の展開の大きな推進力になったのである。⁽⁷⁷⁾⁽⁷⁸⁾

1979年フェアー判決は、身柄拘束下の取調中に少年が担当保護観察官との接見を要求した場合について、ミランダ判決の解釈として、弁護士が身柄拘束下の取調を受ける被疑者の黙秘権保障の確保のために果たす特別な役割を強調し、

そのような役割を果たしえない保護観察官との接見要求は弁護人の要求とは同視しえず⁽⁷⁹⁾、かかる接見要求はそれ自体として黙秘権の行使には当たらないとした⁽⁸⁰⁾。そのうえで、判決は本件において少年の有効な黙秘権放棄があったかを判断している。そして「事情の総合的考慮」準則によることが、成人の場合同様少年の権利放棄についても適当だとした。判決はその理由として、まず、少年の権利放棄についてはその未成熟性のためにしばしば特別な問題が生じるが、権利放棄の問題を数多く処理する裁判所、とりわけ少年について特別の見識を持つ少年裁判所は、この準則によってもそれを十分に考慮することができ、具体的事案に即した事情を考慮したうえでの柔軟な判断を下しうること、他方で、単独で有効な権利放棄が可能な「様々な前歴を持つ経験豊富な年長少年を取り扱ううえで、警察および裁判所に、厳格な柔軟性のない制約を課さずにすむ」⁽⁸¹⁾ことをあげている。引き続き本件については、警察が自己の権利についての少年の理解を十分確認していること、保護観察官との接見要求を拒否された後、権利放棄し取調に応じる意思を明示したこと、違法・不当な取調は明らかにされていないことに加えて、特に、本件少年は当時16歳半であり、過去警察と接触した経験が相当にあり、逮捕も数度されていること、さらに少年院への被收容経歴もあり、過去数年間保護観察を受け、当時も保護観察局の全時間監護を受けていたという事情をあげ、有効な権利放棄を認定している⁽⁸²⁾。

被疑者の権利と社会・公共の利益との比較衡量に基づき、証拠排除によってもたらされる違法捜査抑止のための効果を問題にする「抑止効論」を根拠に、ミランダ法則の適用範囲を限定してきた近年の合衆国最高裁判決の傾向の中で⁽⁸³⁾、ミランダ法則の拡張を拒否し、少年による保護観察官との接見要求はそれ自体黙秘権の行使には当たらないとする本判決の判示は、そのような傾向に沿うものと理解しうるとされている⁽⁸⁴⁾。また、被疑少年の権利放棄について「事情の総合的考慮」準則が適当だとしたことは、「利害に関心を持つ成人」準則を採用する諸州はほとんどが州憲法ないし州法を根拠としているため、かかる準則の適用に対しては影響を与えないとも指摘されている⁽⁸⁵⁾。しかし、権利放棄について成人と少年との間で異なる準則を用いる必要はないという合衆国最高裁の基本的態度は、「利害に関心を持つ成人」準則の論拠に疑問を投げかけたものと捉えうるし⁽⁸⁶⁾、少年の権利放棄・自白について「特別の配慮」ないし「最大限の配慮」の必要を強調した先の3判決とは、基本的姿勢を異にするものといえよう⁽⁸⁷⁾。

(2)ペンシルヴェニア州最高裁判決の展開

ペンシルヴェニア州最高裁の一連の判決は、1970年代半ばから80年代初にかけて「利害に関心を持つ成人」準則を積極的に展開し、その後再び「事情の総合的考慮」準則を採用するに至った点において注目に値するものである。⁽⁸⁸⁾

州最高裁判決によって「利害に関心を持つ成人」準則が採用される以前、たとえば70年ダーデン判決は、少年事件へのミランダ法則の適用を判示したうえ、少年の権利放棄については特に慎重な検討が必要だとしながらも、「事情の総合的考慮」準則によるとした。⁽⁸⁹⁾翌年のモーゼス判決は、成人の助言を欠いた少年の権利放棄は自動的に無効であるという主張を退け、「事情の総合的考慮」準則によるべきことを確認した。⁽⁹⁰⁾このような先例に対して、「利害に関心を持つ成人」準則の展開に向けて歩を進めたのが、74年ローン判決である。判決は従来の準則によりながらも、有効な権利放棄を立証するうえでとりわけ重要な事情は、少年が自己の憲法上の権利を放棄するに先だち「その福祉に専ら関心を持つ親、弁護士その他の成人の助言を得ていたということである」として、供述が採取される際には立会っていた母親に、権利放棄に関して秘密に助言する機会が与えられなかったことを理由に、少年の権利放棄を無効だとした。⁽⁹¹⁾さらにその3月後、スタークス判決は、取調に立会い権利放棄について協議する機会も与えられたが、少年の権利を告知されていない母親が、「真実を話せ」と促した場合の少年の権利放棄について、「身柄拘束中の取調において被疑少年と協議すべき立場にある親に対しても、警察による権利告知を要求しないならば、この種の協議によってせつかく保障しようとした利益が十分に確保できないだけでなく、被疑者が自己の権利を誤解する可能性までも増加させることになる」とし、少年と協議する親への権利告知が必要であるとして、それを欠いた協議に基づく当該権利放棄を無効とした。⁽⁹²⁾

このような流れを受けて、75年マッカーチェン判決は、「利害に関心を持つ成人」準則を形成したとされる。⁽⁹³⁾判決は、ローン、スタークス両判決で述べられた判決理由を適用したうえ、権利放棄に先だち母親との協議の機会を与えられなかったことを唯一の理由として、少年の権利放棄を無効とした。こうして形成された新しい準則は、その後の諸判決を通じて適用・確立されてゆく。たとえば、77年スミス判決は、「ローン判決に始まる一連の判決において、当裁判所は、少年にミランダ警告を与えたとしても、当該少年の福祉に専ら関心を

持ち、その権利を理解した成人との協議の機会を与えないならば、その未成熟性のために少年が立たされる不利な状況を解消するには不十分であると表明してきた。この新しい準則は、経験不足な少年は、自らの置かれた苦境の意味ないし結果を十分に理解できないだけでなく、権利放棄の決定に関係する諸事情を十分に評定できないという認識に立つものである。未成熟性という障害は、少年が弁護士、親その他利害に関心を持つ成人の助言を受けたこと、少年と協議した成人が少年の憲法上の権利を告知され、その権利、および権利放棄に関する決定によりもたらされる結果を理解していたことが記録により立証されない限り、解消されえない⁽⁹⁴⁾と述べ、未成熟な少年の保護のために「利害に関心を持つ成人」準則によるべきことを確認し、その手続要件を明示した。そのうえで具体的事案について、無関心で自宅から警察署への同行を拒否した父親は「利害に関心を持つ成人」に当たらないこと、父親は少年に対してと同時にミランダ警告を受けたが、警告の意味・内容を理解しているかが確認されていないこと、父親が協議を一方的に拒否した場合、少年が権利放棄に関する助言を受けたことにはならないことから、手続要件は何れも満たされていないとして、少年の権利放棄を無効としたのである⁽⁹⁵⁾。また、「利害に関心を持つ成人」との協議に基づかずになされた少年の権利放棄を無効とした77年マークル判決は、「利害に関心を持つ成人」準則の絶対準則としての性格を強調し、次のように述べた。「少年が協議の機会を与えられなかった場合、自白の任意性を判断するために事情を総合的に検討する必要はない。自白は直ちに排除されなければならないのである。」⁽⁹⁶⁾

州最高裁が「利害に関心を持つ成人」準則を展開する中で、79年合衆国最高裁フェア判決は、被疑少年の権利放棄についても「事情の総合的考慮」準則によるべきだとした⁽⁹⁷⁾。これとの関連で注目されるのが、81年ヘンダーソン判決である。79年州控訴裁は、「利害に関心を持つ成人」準則に違反して採取された自白に基づく州地裁の有罪判決を破棄し、事件の差戻しを命じた。これに対し州は上告したが、州最高裁はこれを却下した。合衆国最高裁は州のサーシオリイライ請求を受理し、「フェア判決に照らしてのさらなる検討を求めて」州控訴裁の判断を破棄し、事件を差戻した⁽¹⁰⁰⁾。州控訴裁は事件を州最高裁に移送し、本判決が下されたのである。判決は、「利害に関心を持つ成人」準則は州憲法上の黙秘権の確実な保障を目的とするものであるから、合衆国憲法上の被⁽¹⁰¹⁾

疑者の権利の問題に関するフェア判決によって何ら影響を受けるものでない⁽¹⁰²⁾と判示し、州控訴裁の判断を回復したのである。

このように、フェア判決後も生き続けた「利害に関心を持つ成人」準則は、しかしながら、次の二判決によって終止符を打たれることになった。83年クリスマス判決は、警察官である父親が協議に先立ち少年の権利を告知されていない場合の少年の権利放棄の有効性、それに続く自白の許容性を判断するうえで、「かなりの場合にその未成熟性のために本来的に不利な状況に置かれている少年に対する保護は、社会の利益および正義の実現という利益により適切に重点を置いた方法によって十分達成しうる」とし、「利害に関心を持つ成人」準則は、現実には任意に、かつ十分な理解と合理的判断に基づきなされたであろう権利放棄までも手続違反を理由に無効とする点において「過度に保護的で不合理にパターンナリスティック」であるとして、「利害に関心を持つ成人」準則の適用を排した⁽¹⁰³⁾。そして、少年の未成熟性・経験不足の結果による自白を許容しないための保障は、「利害に関心を持つ成人」との協議ないしその立会を欠いてなされた少年の権利放棄は無効であるとの推定を採ることによって可能だとした。しかし、この推定は覆すことが可能で、具体的事案によっては少年の単独での権利放棄が有効とされる場合もあるとし、それは事情の総合的考慮に基づき判断されるとした⁽¹⁰⁴⁾。さらに翌84年のウィリアムズ判決は、事前の権利告知を受けていない父親との協議に基づく少年の自白の許容性を判断するうえで、まず、権利放棄の有効性についての举证責任はもともと州が負うのであるから、クリスマス判決の「推定」の法理は実質的意味を持たないとして、その適用を排した。そして、権利放棄の有効性については「事情の総合的考慮」準則によることこそ適当だとしたのである⁽¹⁰⁵⁾。こうして、約10年にわたり展開された「利害に関心を持つ成人」準則は、再び復活した「事情の総合的考慮」準則によって、完全に終止符を打たれたのである。この転換の最大の理由は、クリスマス判決で述べられたように、効率的かつ的確な法執行を強調する社会の安全の要求であるといえる。かつて身柄拘束中の取調を受ける少年に対する権利保障確保のために必要不可欠な手続的保障とされてきた「利害に関心を持つ成人」準則が、このような立場からは、「過度に保護的で不合理にパターンナリスティック」だとされたのである。確実な手続的権利保障に対して法執行・社会の安全の要求を強調する立場は、クリスマス判決における「事情の総合的考慮」準

則を支持したラーセン裁判官の補足意見の次の一節に端的である。「当裁判所が本日適用を排除した絶対準則は、正義の実現という利益を過度に犠牲にしてきた。我々の経験に従えば、少年である被告人の権利だけでなく、社会の利益への関心を反映させたより柔軟なアプローチこそ好ましいのである。⁽¹⁰⁵⁾」

(3) テキサス州法における「弁護人の必要的関与」準則の採用と放棄

1973年1月に施行されたテキサス州家族法典は、第3章「非行児童および監護を要する児童」51.09条において、75年の改正までの間、少年の権利放棄について「弁護人の必要的関与」準則を規定していた。当時の同条の規定は次の通りである。「本章中に反対の意図が明確に存する場合を除き、本章、州の憲法もしくは法律、または合衆国の憲法もしくは法律によって児童に保障されるいかなる権利も、次に掲げる場合には、本章に基づく手続において放棄される：(1)放棄が児童およびその弁護人によってなされ；(2)放棄を行う児童および弁護人がその権利を告知され、その権利、および放棄によってもたらされうる結果を理解しており；(3)放棄が任意になされ；かつ(4)放棄が書面、または記録される裁判所手続においてなされた場合。⁽¹⁰⁷⁾」

本章の起草委員の一人であったドーソンは、本条の立法趣旨および立法経緯について次のように説明する。すなわち、起草委員会は、いかなる場合にも少年の権利放棄を許容しない立場、および「事情の総合的考慮」準則を、前者はいたずらに手続の遅延をもたらし却って少年の福祉の実現を妨げること、後者は少年一般の理解能力の低さを理由に採らず、少年の親、後見人または弁護士との共同決定に基づく権利放棄を許容する「利害に関心を持つ成人」準則を採った。しかし州議会は、それでは少年の権利の確実な保障に不十分だとして、弁護人との共同による場合にのみ少年の権利放棄を有効としうる本条を設けた⁽¹⁰⁸⁾というのである。また、本条は身柄拘束中の取調における被疑少年の権利放棄のみをその射程とするものではないが、立法当初から身柄拘束中の被疑少年取調にも適用されることが意図されていた⁽¹⁰⁹⁾という。そして直ちに、本条は裁判所判決を通じて、被疑少年の権利放棄について「弁護人の必要的関与」準則を定めた⁽¹¹⁰⁾ものであることが確認された。たとえば、74年州控訴裁判所による R.E.J. 判決は、ミランダ警告後弁護人と協議する機会を与えられず、その立会を欠いた警察取調の結果採取された少年の自白を、本条違反を理由に排除した。また、⁽¹¹¹⁾同年 S.E.B. 判決は、弁護人との協議およびその立会を欠いた保護観察官によ

る取調の結果採取された自白を、権利を告知された母親と協議の後その立会を得て少年が事前に権利放棄していたにもかかわらず、本条違反を理由に排除し⁽¹¹²⁾ている。

しかし、本条が採る「弁護人の必要的関与」準則は、間もなくして痛烈な批判にさらされることになる。すなわち、身柄拘束中の取調にあたり権利放棄に関する協議を少年と行う際、弁護人は弁護人依頼権同様、黙秘権の放棄におそらく決して同意しないであろうから、實際上少年からの自白採取はほぼ全面的に不可能になる。これは、憲法上のいかなる要請をも越えるものであり、非行少年に対する法執行ないし少年裁判所の非行統制機能の遂行を著しく困難にするという批判⁽¹¹³⁾である。そして、このような批判に⁽¹¹⁴⁾応じて、それまで要求されていた厳格な手続的保障を緩め、被疑少年からの自白採取を容易にするという意図⁽¹¹⁵⁾に基づく法改正へと至り、75年1月から施行されることになった。その結果、身柄拘束下にある被疑少年が治安判事からミランダ警告と同様の内容を含む警告を受け、治安判事が当該少年はかかる権利を有効に放棄したと認め、かつ少年が治安判事の面前で書面による供述に署名した場合には、弁護人の同意・立会を欠いた権利放棄に引き続いての取調の結果採取された供述であっても許容されうることになった。そして、実務上このような手続きによって供述が採取される場合がほとんどになり、結局この場合には、権利放棄の有効性は「事情の総合的考慮」準則にしたがって判断されることになったと⁽¹¹⁸⁾されている。こうして、「最も進歩的でおそらく最も公正な、少年の保護のための規定」と⁽¹¹⁹⁾評されたテキサス家族法51.09条の「弁護人の必要的関与」準則は、「事情の総合的考慮」準則に実質的に再びとって替わられたのである。そして、新しく定められた手続の運用において、治安判事は少年の有効な権利放棄を容易に認定し、⁽¹²⁰⁾裁判所もまたそれを安易に追認しているとも指摘されているのである。

- (1) 少年救助運動 (Child Saving Movement) から少年裁判所制度の形成・初期の発展について、PLATT, A., THE CHILD SAVERS (2d ed. 1977); Fox, Juvenile Justice Reform, 22 STAN. L. REV. 1187, 1187-1230 (1970) 参照。少年手続の初期の理念について、Mack, The Juvenile Court, 23 HARV. L. REV. 104 (1909) 参照。
- (2) 少年犯罪の増加を強調して、社会防衛ないし非行統制のためにタフな対応・処分を要求するものとして、当時の FBI 長官による、Hoover, Juvenile Delinquency and Youthful Criminality?, 15 SYRACUSE L. REV. 660

- (1964); Hoover, 49 ABA J. 561 (1963) 参照。
- (3) 代表的なものとして TAPPAN, P, JUVENILE DELINQUENCY (1949); Paulsen, Fairness to the Juvenile Offender, 41 MINN.L.REV. 547 (1957); Handler, The Juvenile Court and the Adversary System, 1965 (Winter) WIS.L.REV. 7 参照。
- (4) PRESIDENT'S COMMISSION ON LAW ENFORCEMENT AND ADMINISTRATION OF JUSTICE, THE CHALLENGE OF CRIME IN A FREE SOCIETY 55—89 (1967). (少年非行に対する伝統的制度の失敗を強く指摘し、少年裁判所における適正手続保障の強化だけでなく、その前提として手続目的における社会防衛的要請の積極的承認、少年裁判所の管轄権縮小、関係機関の非形式的処遇によるディバージョンの積極活用等、少年法制全体についての基本的諸制度の改革を提言している)
- (5) Paulsen, *supra* note 3, at 559—573; Paulsen, The Constitutional Domestication of the Juvenile Court, 1967 SUP.CT.REV. 233, 243—244 参照。61年カリフォルニア州の少年法改革について、とりわけ弁護人の役割に関する興味深い法社会学的研究として、Lemert, Legislating Change in the Juvenile Court, 1967 WIS.L.REV. 421 参照。
- (6) *In re Gault*, 387 U.S. 1 (1967). 本稿Ⅲ(1)参照。少年手続に関する一連の合衆国最高裁判決について、Rosenberg, Constitutional Right of Children Charged with Crime, 27 UCLA L.REV. 656 (1980) 参照。
- (7) *Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436 (1966).
- (8) Vogel, Custodial Interrogation of Juveniles in the United States and Florida, 9 FLA.ST.U.L.REV. 157, 182 (1981).
- (9) McCurthy, Pre-Adjudicatory Rights in Juvenile Court, 42 U. PITT. L.REV. 457, 459—460 (1981).
- (10) 少年手続における適正手続保障の問題は、従来主に、刑事手続上の手続的権利保障のうちいかなるものが、少年手続においても同じく保障されるべきかという形で論じられてきた。本稿が取扱う被疑少年取調と適正手続保障、特に権利放棄の問題についての検討は、このような議論の立て方を問い直す手掛かりを提供してくれるであろう。
- (11) Rosenberg, *supra* note 6, at 659—660.
- (12) 387 U.S. 1, 26—27 (citing, WHEELER & COTTRELL, JUVENILE DELINQUENCY-ITS PREVENTION AND CONTROL 33 [1966]). ALLEN, F., THE BORDERLAND OF CRIMINAL JUSTICE 19 (1964) 参照。正確な非行事実認定が少年の福祉的処遇にとって決定的に重要であることに疑いはないが、手続的権利保障の具体的内容と少年の福祉の実現との関係については、少年手続において実現することを予定する少年の福祉の性格、および手続段階ないし事件の性質による条件の相異を考慮したうえでの慎重な検討が必要であろう。
- (13) Davis, Justice for the Juvenile, 1971 DUKE L.J. 913, 924.
- (14) Comments, Interrogation of Juveniles, 77 DICK.L.REV. 543, 551

- (1973).
- (15) *In re Gault*, 387 U.S. 1, 14-17(1967); ALLEN, F., *supra* note 12, at 19-23; Handler, *supra* note 3, at 9-12.
- (16) Paulsen, *supra* note 3, at 561-562. 少年手続を「刑事」ではなく「民事」手続と性格付けることにより正当化されてきたとされる (*In re Gault*, 387 U.S. 1, 49; THE PRESIDENT'S COMMISSION ON LAW ENFORCEMENT AND ADMINISTRATION OF JUSTICE, TASK FORCE REPORT: JUVENILE DELINQUENCY AND YOUTH CRIME 37 (1967))
- (17) Alexander, *Constitutional Rights in the Juvenile Court*, 46 A.B.A. J. 1206, 1209(1966).
- (18) Altman, *The Effect of the Miranda Case on Confessions in the Juvenile Court*, 5 AM. CRIM. L. Q. 79, 82(1967). (しかし引き続き, 少年裁判所手続についてはともかく, 警察取調べにおいては自白強要防止の必要性が高く, ミランダ判決は「任意性テスト」がそのために十分効果的に機能しないと認めていることから, 「基本的公正」の要請として, 少年事件にもミランダ法則が適用されるべきだとする) また, 法執行および司法の運営に関する大統領諮問委員会特別部会報告書「少年非行と青年犯罪」はこの問題について, ミランダ法則の保障による少年の権利保護の必要性を強調する一方, 将来合衆国最高裁は, 少年手続と刑事手続との質的差異を理由にミランダ法則の適用を否定, またはその要件を緩和する可能性もありうるとしている (PRESIDENT'S COMMISSION, TASK FORCE REPORT, *supra* note 16, at 37-38). ゴールト判決以前にミランダ法則の適用を認めた州判決として, たとえば *In re Rust*, 278 N.Y.S.2d 333(Fam.Ct 1967); *In re Knox*, 280 N.Y.S.2d 65 (Fam.Ct 1967). とともにミランダ判決の解釈から結論する。
- (19) 387 U.S. 1, 42-55.
- (20) *Id.* at 13.
- (21) 本稿注(75)参照。
- (22) Paulsen, *supra* note 5, at 248; Derson & Rezneck, *In re Gault and the Future of Juvenile Law*, 1 FAM.L.Q. 1, 37-39(1967); Ferster & Courtless, *The Begining of Juvenile Justice*, 568 VAND.L.REV. 567, 594-595(1969) (①治療的処遇に対して自白が持つ効果への疑問, ②刑事手続への移送の可能性, ③少年の自白の信用性への疑問, ④法執行の目的を強調しパレンス・パトリエ的目的に反し易い警察の捜査活動に対する手続的抑制の必要を理由としている) 裁判所判決としてしばしば引用されるものに, コロンビア特別区控訴裁判所による *In re Creek*, 243 A. 2d 49(1968)がある。
- (23) PAULSEN, M. & WHITEBREAD, C., *JUVENILE LAW AND PROCEDURE* 92(1974); DAVIS, *RIGHTS OF JUVENILES* (3d ed.) 3-50(1986); Haltz, *Miranda in a Juvenile Setting*, 78 J.CRIM.L.& C. 534, 540-549(1987). 連邦控訴裁の判決として, *West v. United States*, 339 F. 2d 467(5th Cir. 1968)。また, 1974年に改正された連邦少年非行法は,

非行事件について身柄拘束された少年に対して「逮捕した官憲はその法的権利を直ちに告知しなければならない」と規定する(18 U.S.C. § 5033 [1974])。これはミランダ法則の保障を要求するものと解されている(United States v. Whitebear, 668 F. 2d 409[8th Cir. 1982])。1968年に制定された統一少年裁判所法は「刑事手続において憲法上許容されないであろうような方法で採取された」法廷外での供述の不利益使用を禁じており、直接明示的ではないがミランダ法則の保障を要求している(Uniform Juvenile Court Act § 27[b] [1967])。なお、ミランダ法則の適用を否定した州裁判所判決として極めて例外的なものが、ニュー・ジャージー州の2つの判決である。これらは、少年がミランダ警告をほとんど全く理解できない場合それは無意味であること、加えて伝統的的少年手続観に基づく少年の自白の処遇上の必要性を強調して結論している(State v.R.W.,279 A. 2d 769[N.J.Super. 1971]; In re S.H.,293 A. 2d 181[N.J. 1972])。

- (24) Fare v. Michael C.,442 U.S. 707, 717 n.4(1979)。 (少年手続と刑事手続との差異を指摘しつつ、傍論であることを強調しながらも、「当裁判所はミランダの原則が少年手続にも完全な形で適用されるものと思う」としている)
- (25) Miranda v. Arizona, 394 U.S. 436, 444, 475(1966)
- (26) Medalie, Zeitz & Alexander, Custodial Police Interrogation in Our Nation's Capital, 66 MICH.L.REV. 1347, 1348(1968); Ogletree, Are Confessions Really Good for the Soul?, 100 HARV.L.REV. 1826, 1828(1987)。
- (27) ミランダ判決は捜査・取調実務の根本的改革にさほど寄与せず、被疑者の権利保障にとっては不十分であったと指摘するものとして、Medalie, Zeitz & Alexander *Id.* at 1395; Project, Interrogations in New Haven, 76 YALE L.J. 1519, 1613—1615(1967); Seeburger & Wettick, Miranda in Pittsburgh, 29 U. PITT. L.REV.1, 26(1967) 参照。このうち前2者は特に権利放棄の問題性を指摘する(at 1372—1376, 1578; at 1571—1572)。ミランダ判決は「自白の任意性」の問題を「権利放棄の任意性」の問題に単に置換したにすぎないという指摘も早くになされている(Note, The Supreme Court, 1965 Term, 80 HARV.L.REV. 91, 205(1966))。
- (28) このような指摘は早くになされていた(Note, *Ibid.*)。Paulsen, *supra* note 5, at 250; Comment, Juvenile Confessions, 67 J.CRIM.L.& C. 195, 197(1976) 参照。
- (29) FAUST, F.& BRANTINGHAM,P.,JUVENILE JUSTICE PHILOSOPHY 22(1979)。
- (30) DAVIS,S.,*supra* note 23, at 3-57. Vogel, *supra* note 8, at 182 参照。
- (31) 手続的権利保障の実質化という観点からの問題の検討について、本稿V参照。さらに、この問題の検討は少年手続全般における手続的権利保障のあり方を、その実質化という観点から問い直す手掛かりを提供してくれるであろう。なお、権利放棄に関する準則は、権利放棄の有効性を判断するための基準としての側面と、被疑少年取調における手続的保障の規準としての側面を併せ持つもので

ある (Vogel, Id. at 165)。

- (32) Levy, *supra* note 22, at 773; Feld, *Criminalizing Juvenile Justice*, 69 *MINN.L.REV.* 141, 173(1984); Grisso, *Juveniles Capacities to Waive Miranda Rights: An Empirical Analysis*, 68 *CAL.L.REV.* 1134, 1138; Comments, *The Judicial Response to Juvenile Confessions*, 17 *DUQUESNE L.REV.* 659, 667—668(1978—79); Note, *Waiver of Constitutional Rights by Minors*: 19 *HASTING L.J.* 223, 224—225 (1967). なお, 被疑少年による権利放棄の取り扱いについては, 少年の未成熟性に照らして一般に「特別の配慮」が必要であることが認められている。この点については本稿Ⅲ(1), V参照。
- (33) DAVIS, S., *supra* note 23, at 3-58
- (34) Feld, *supra* note 32, at 173; Note, *supra* note 28, at 667—668; Note, *Waiver of Miranda Rights by Juveniles*, 21 *J.FAM.L.* 725, 730(1982—83). 合衆国控訴裁判所ウエスト判決は, 考慮すべき事情として①年齢, ②教育, ③被疑事実および告知された権利の認識, ④弁護士または何らかの成人との協議を許されたか, ⑤正式な告発の前か後か, ⑥取調の方法, ⑦取調の時間, ⑧当該権利放棄以前任意の供述を拒否したか, ⑨後日供述を否定したかをあげたが, これらは必要ない十分な事情ではない (West v. United States, 399 F. 2d 467, 469 [5th Cir. 1969])。また, グリッソーは1948年から79年の告知された権利についての被疑少年の理解が争われた判決中40件について, 少年の特徴に関する事情と判断結果との関連性を分析した結果, 12歳未満ないし知能指数75未満の少年については権利放棄が無効とされるある程度の傾向はあるものの, これらの事情は他の複数の事情と相互に関連付けられてあげられており, 何れの事情も単独では決定的なものではないとしている (Grisso, *supra* note 32, at 1138 n.24)。
- (35) DAVIS, S., *supra* note 23, at 3-58.
- (36) *Fare v. Michael C.*, 442 U.S. 707, 725—726(1979).
- (37) 少年のこのような意味での未成熟性と権利放棄に関する議論は本稿V参照。少年の理解についての実証研究は本稿IV参照。
- (38) Grisso, *supra* note 32, at 1161.
- (39) Feld, *supra* note 32, at 173; Levy *supra* note 22, at 780—781.
- (40) Feld, *Id.* at 176. *In re Dino*, 359 So. 2d 586, 591—592(La. 1978)参照。フェア判決はこのような批判を退け, 「事情の総合的考慮」準則によって有効な権利放棄と無効な権利放棄とを適切に区別しようとした (442 U.S. 707 725)。しかし, 権利放棄は有効だと認定した法廷意見に対して, 反対意見は無効だとしている。またフェルドは, 事実審は権利放棄に続く少年の自白をほとんどの場合許容し, 控訴審は有効な権利放棄を著しく妨げる事情が存在するまさに極端な事案についてのみその許容性を否定していると指摘する (Feld, *supra* note 32, at 176—177 n. 121) なお, この準則による権利放棄の有効性判断については, 一般に, 被告人が放棄の無効を主張した場合にもいわゆる「宣誓合戦」に陥り, 立証上実質的に非常に不利な立場に置かれることが指摘され

- ている (Model Code of Pre-Arraignment Procedure. Commentay at 140 [Tent. Draft No. 6, 1974], cited from Kamisar & Kauper, "Judicial Examination of the Accused" Forty Years Later, 73 MICH. L. REV. 24, n. 27 [1974]).
- (41) Feld, *Id.* at 173; Comments, *supra* note 32, at 673—674. *Lewis v. State*, 288 N. E.2d 138, 141 (Ind. 1972) 参照。
- (42) Feld, *Id.* at 175; Comments, *supra* note 28, at 200—201; Note, *supra* note 32, at 224. *Lewis v. State*, 228 N.E.2d 138, 141—142 (Ind. 1972) 参照。
- (43) Bailey, *Born to Lose*, 15 CLEARINGHOUSE REV. 127, 128—129 (1981).
- (44) DAVIS, S., *supra* note 23, at 3-59—3-64; Feld, *supra* note 32, at 180 n. 132; Comments, *supra* note 32, at 671.
- (45) 権利放棄に引き続き取調への立会を要求するものもある。たとえば Colo. Rev. Stat. Ann. § 19-2-102(3)(c)(1) (Supp. 1984).
- (46) Comments, *supra* note 32, at 672.
- (47) もともとミランダ法則も「予防的準則」および「絶対準則」としての性格を有している (*Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436, 444—445, 468—469 [1966])。
- (48) Feld, *supra* note 32, at 178; Comments, *supra* note 32, at 672; Note, *supra* note 34, at 734. *Lewis v. State*, 288 N.E.2d 138, 141—142 (Ind. 1972); *In re K.W.B.*, 500 S.W.2d 275, 282 (Mo. Ct. App. 1973) 参照。
- (49) Levy, *supra* note 22, at 778—781; Robin, *Juvenile Interrogation and Confessions*, 10 J. POLICE SCIENCE & AD. 224, 225—226 (1982); Note, *Preadjudicatory Confessions and Consent Searches*, 57 B.U. L. REV. 778, 782—785 (1977).
- (50) Feld, *supra* note 32, at 178; Levy, *Id.* at 781. *In re Dino*, 359 So.2d 586, 591 (La. 1978); *Lewis v. States*, 288 N.E.2d 138, 141 (Ind. 1972) 参照。
- (51) なお、テキサス州法について本稿Ⅲ(3)参照。
- (52) Feld, *supra* note 32, at 181—182; Robin, *supra* note 49, at 226; Note, *supra* note 49, at 786—797.
- (53) Driver, *Confessions and the Social Psychology of Coercion*, 82 HARV. L. REV. 42, 59 (1968) (高等教育を受けた者さえも、単に自己に保障される権利および自己の供述の意味を理解できないことのために自己負罪供述をとする); Griffith & Ayres, *A Postscript to the Miranda Project*, 77 YALE L.J. 300, 305—310 (1967) (世慣れた調査標本さえも、自己の憲法上の権利の性質・意味を理解しないと); Medalie, Zeitz & Alexander, *supra* note 26, at 1372—75; Project, *supra* note 27, at 1613.
- (54) Feld, *supra* note 32, at 181; Grisso, *supra* note 32, at 1163; Comments, *supra* note 28, at 205.
- (55) PAULSEN, M. & WHITEBREAD, C., *supra* note 23, at 93.

- McMillian & McMurtry, *The Role of the Defense Lawyer in the Juvenile Court*. 14 ST. LOUIS U.L.J. 561, 570(1970). (親は疲れ果てて「わが子をどこかに連れ出してしまってくれ」と言うことも多いとする); Comments, *Id.* at 205. 参照。
- (56) PAULSEN, M. & WHITEBREAD, C., *Ibid.* (貧困で教育程度が低くマイノリティーの親に多いとする); FOX, S., *JUVENILE COURTS* 120(3d ed. 1984)
- (57) FOX, S., *Ibid.*; Feld, *supra* note 32, at 182; Comments, *supra* note 28, at 205. Grisso & Ring, *Parents' Attitudes toward Juvenile' Rights in Interrogation*, 6 CRIM. JUST. & BEHAVIOR 211 参照。これら実証研究については本稿IV参照。
- (58) Comments, *supra* note 32, at 681—684; Note, *supra* note 49, at 787.
- (59) Comments, *Ibid.*
- (60) たとえば, PRESIDENT'S COMMISSION, *supra* note 4, at 86 は, 少年裁判所手続を念頭に置いていたとも解釈しうるが, 「強制的措置の可能性があるいかなる場合にも」弁護人の援助を必要的に保障すべきだとしている。PRESIDENT'S COMMISSION, TASK FORCE REPORT, *supra* note 16, at 32—33.); NATIONAL ADVISORY COMMITTEE ON CRIMINAL JUSTICE STANDARDS AND GOALS, THE TASK FORCE ON JUVENILE JUSTICE AND DELINQUENCY PREVENTION, Standard 5-8, 16-1(1976) (少年の黙秘権保護のための弁護人の関与の必要性を強調する); IJA-ABA, JUVENILE JUSTICE STANDARDS RELATING TO POLICE HANDLING OF JUVENILE PROBLEMS, Standard 3-2(1977). なお, テキサス州法について本稿III(3)参照。
- (61) この準則は, 少年裁判所の非行事実認定手続における弁護人の援助の必要性・重要性を強調し, 憲法上の弁護人依頼権を保障したゴールト判決の主旨にも適うとされる (Bailey, *supra* note 43, at 134. *In re Gault*, 387 U.S.1, 36 [1967]参照)。また, この準則も「予防的準則」および「絶対準則」としての性格を持つが, 手続要件が単純な分だけ「利害に関心を持つ成人」準則以上に「予防的準則」性は強まるのである。
- (62) PAULSEN, M. & WHITEBREAD, C., *supra* note 23, at 94; Feld, *supra* note 32, at 184; Bailey, *supra* note 43, at 134; Comments, *supra* note 28, at 205, 208.
- (63) Feld, *Id.*, at 185.
- (64) Feld, *Id.*, at 187.
- (65) *In re Gault*, 387 U.S. 1, 36(1967).
- (66) HOROWITS, D., *THE COURTS AND SOCIAL POLICY* 171—219 (1977); Fox, *supra* note 1, at 1236; Kay & Segal, *The Role of the Attorney in Juvenile Court Proceedings*, 61 GEO.L.J. 1401, 1410 (1973). これらの議論は必ずしも身柄拘束中の被疑少年取調についてではなく, 少年裁判所手続についての調査・研究に基づくものであることに注意しなけれ

ばならないが、取調における弁護人の関与を考えるうえでも重要な視点を提供してくれるであろう。ただし、取調べ手続への弁護人の関与の効果については、少年裁判所手続と、「内在的に強制的である」とされる身柄拘束中の警察取調べとの条件の相異を考慮したうえで、調査を含めたさらに慎重な検討によることが必要であろう。

- (67) STAPLETON, W. & TEITELBAUM, L., IN DEFENSE OF YOUTH, especially 63—96, 111—153(1972).
- (68) Duffee & Siegel, The Organization Man, 7 CRIM.L.BULL. 544. 548—553(1971); Clarke & Koch, Juvenile Court: Therapy or Crime Control, and Do Lawyer Make a Difference?, 14 LAW & SOC'Y REV. 263, 304—306(1980).
- (69) HOROWITS, D., supra note 66, at 200—201.
- (70) 少年手続の目的、手続構成との関連で、弁護人(附添人)の役割ないし機能については近い将来検討を予定している。その際、手続段階または事件の性質による条件の相違を考慮に入れることが必要かつ重要であろう。なお、「弁護人の必要的関与」準則および先の「利害に関心を持つ成人」準則については、このような観点からだけでなく、少年手続の社会防衛機能ないし犯罪統制機能を強調する立場からも、効率的・的確な法執行を妨げるとして批判がなされていることに注意しなければならない。この点については近年のアメリカ少年法制の変革とも関連させて本稿Vで扱う。
- (71) *Haley v. Ohio*, 332 U.S. 596, 599(1948). 法廷意見はダグラス裁判官による。
- (72) *Gallegos v. Colorado*, 370 U.S. 49, 54(1962). 同じく法廷意見はダグラス裁判官による。
- (73) *In re Gault*, 387 U.S. 1, 13(1967). 法廷意見はフォータス裁判官による。
- (74) 判決が問題とした自認は少年裁判所の聴問においてなされたものであり、裁判所外でなされた保護観察官に対する自認は判断の対象外であることを明言している (Id. at 43, 43 n. 74)。
- (75) 黙秘権放棄の有効性についてはミランダ判決を考慮しつつ検討するとし (Id. at 44), ヘイリー判決その他の裁判所外の自白を問題とした判例を引用している (at 45—46, 52—55)。また、裁判所外でなされた保護観察官に対する自認にも言及し、それが採取され受理された手続は要求される確実性・正確性を欠いていたとする (at 56)。
- (76) Id. at 55.
- (77) たとえば、*Lewis v. State*, 288 N.E.2d 138, 142(Ind. 1972); *In re R.E. J.*, 511 S.W.2d 347, 350(Tex. Civ. App. 1974) 参照。
- (78) Comments, supra note 32, at 673—675.
- (79) *Fare v. Michael C.*, 442 U.S. 707, 716—723(1979). 法廷意見はブラックマン裁判官による。
- (80) Id. at 723—724.
- (81) Id. at 724—726.

- (82) *Id.* at 726—728.
- (83) *Ogletree*, *supra* note 26, at 1839—1841. (ミランダ法則の適用範囲を限定する傾向は、バーガー・コートからレンキスト・コートへの移行後いっそう拍車がかかり、またこのような限定は、法執行の利益の重視に基づき、当初期待されたミランダ法則の効果を妨げるものだとする) なお、抑止効論を根拠にミランダ法則の適用範囲を限定することの問題性について、*Gardner, The Emerging Good Faith Exception to the Mirand Rule*, 35 *HASTING L.J.* 429(1984) 参照。
- (84) *Note*, Sixth Amendment: *Miranda Rights of Juveniles*, 70 *J.CRIM L. & C.* 458, 461—462(1979). *Vogel* *supra* note 8, at 173, 182; *Note*, *Blurring the Distinction between Minors and Adults in Custodial Interrogation*, 12 *SW.U.L.REV.* 129, 147(1981) 参照。
- (85) *DAVIS S.*, *supra* note 23, at 64—64 • 1 ; *Note*, *Id.* at 146.
- (86) *Note*, *Id.* at 130, 145—146.
- (87) *Feld*, *supra* note 32, at 171 n. 100; *Note*, *Id.* at 149—150; *Note*, *supra* note 34, at 740. 判決が「事情の総合的考慮」準則の根拠として、効率的・的確な法執行の要求を強調している点に注目しなければならない。本稿V参照。
- (88) *DAVIS, S.*, *supra* note 23, at 3-59—3-60. ペンシルヴェニア州最高裁の一連の判決について、*Comments, Pennsylvania Supreme Court Review* 1975(*Juvenile Miranda Waiver*), 49 *TEMP.L.Q.* 558, 704—712(1976); *Comments*, *supra* note 32, at 675—680 参照。
- (89) *Commonwealth v. Darden*, 271 A. 2d 257, 260—261(Pa. 1970).
- (90) *Commonwealth v. Moses*, 287 A.2d 131, 133—134(Pa. 1971).
- (91) *Commonwealth v. Roane*, 329 A.2d 286, 288—289(Pa.1974). 「最大の配慮」を要求したゴールト判決、親その他の成人の援助の必要性を強調したギャレゴス判決を引用している。
- (92) *Commonwealth v. Starkes*, 335 A.2d 698, 703(Pa. 1975).
- (93) *Commonwealth v. McCutchen*, 343 A. 2d 669(Pa.1975). 「利害関心を持つ成人」準則は、ペンシルヴェニア州最高裁のその後の判決においてマックチェーン準則とも呼ばれるようになる (たとえば *Commonwealth v. Williams*, 475 A.2d 1283, 1286[Pa. 1984])。
- (94) *Commonwealth v. Smith*, 372 A.2d 797, 800(Pa. 1977). また、トーマス判決は、「『利害に関心を持つ成人』準則は、少年は未成熟なために圧倒的な警察取調から自己を保護することができないという関心に基づく。この準則は……(弁護士または利害関心を持つ成人との) 協議を保障することによって、少年が圧倒されることを防ごうとするのである」とする (*Commonwealth v. Thomas*, 406 A. 2 d 1037, 1038 [Pa. 1979])。
- (95) *Id.* at 801—803.
- (96) *Commonwealth v. Markle*, 380 A.2d 346, 384(Pa. 1977).
- (97) *Fare v. Michael C.*, 442 U.S. 707, 724—726(1979).

- (98) *Commonwealth v. Henderson*, 437 A.2d 387(Pa. 1981).
- (99) *Commonwealth v. Henderson*, 405 A.2d 940(Pa. Super. 1979).
- (100) *Pennsylvania v. Henderson*, 446 U.S. 905(1980).
- (101) 437 A.2d 387, 392.
- (102) *Id.* at 388.
- (103) *Commonwealth v. Christmas*, 465 A.2d 989, 992(Pa. 1983).
- (104) *Ibid.*
- (105) *Commonwealth v. Williams*, 475 A.2d 1283, 1287—1288(Pa. 1984).
- (106) 465 A.2d 989, 993(Larsen, J., concurring). なお、ウイリアムズ判決における、「利害に関心を持つ成人」準則を支持する立場からのニックス首席裁判官反対意見は、次のように述べる。「マックーチェン準則に対する攻撃は、その大部分が、少年が犯しうる犯罪の憎むべき性質に基づき生じている。しかしながら、このような犯罪を犯しうる少年が存在するという点で、身柄拘束下での供述が任意になされたかを判断するうえでの警戒を緩めることを正当化することはできない。……(少年)犯罪の性質がいかなるものであれ、その有罪を決定するための手続は未成熟性という障害を無視することはできないのである。」(475 A.2d 1283, 1290[Nix, C.J., dissenting])
- (107) TEX. FAM. CODE ANN. § 51.09(Vernon 1986). また、同§ 54.03(e)は、本章、合衆国憲法または州憲法に違反した手続により採取された裁判所外での供述の排除を規定している。73年テキサス家族法第3章は少年手続の福祉的・教育的性格を強調しながら、手続的権利保障とりわけ弁護士依頼権の保障を極めて厳格に定めていた。本章に基づく手続のいかなる段階においても少年は弁護士依頼権を保障されるとし、さらに少年裁判所の非行事実認定手続、刑事裁判所への移送を決定する聴問等における弁護士依頼権の放棄の絶対的禁止を規定している。73年テキサス家族法全体について、Dawson, Draftsman's Comments to Title 3 of the Texas Family Code, 5 TEX. TECH L. REV. 509(1974); Steel, The Treatment of Juveniles under the Family Code: An Overview, 5 TEX. TECH L. REV. 589(1974) 参照。
- (108) Dawson, *Id.* at 524—525.
- (109) *Id.* at 525.
- (110) Note, Waiver of Constitutional Rights by Juvenile under the Texas Family Code 17 S. TEX. L. J. 301, 305—308(1975) 参照。
- (111) *In re R.E.J.*, 511 S.W.2d 347(Tex. Civ. App. 1974). 弁護人の関与を欠いた検察官取調について同様の判断をしたものとして、*In re F.G.*, 511 S.W.2d 370(Tex. Civ. App. 1974)。
- (112) *In re S.E.B.*, 514 S.W.2d 948(Tex. Civ. App. 1974)。(本条は、未だ幼く未成熟なために自己の憲法上の権利を適時、効果的に行使しえない少年について、その権利保障の確保を目的とした、権利侵害の防止のための予防的装置であるとする[at 950—951]) また、本条に違反する手続により採取された自白は少年裁判所から通常の刑事手続への移送後も許容されないとした判決として、*Lovell v State*. 525 S.W.2d 511(Tex. Crim. App. 1975)。

- (113) Comments, *Out of Mouth of Babes Ofttimes Come Confessions*, 16 TEX. TECH L.REV. 725, 729—730(1985). *B.L.C. v. State*, 543 S.W.2d 151(Tex. Civ. App. 1976)参照 (弁護人の必要的関与の要求によって, 少年の自白はほとんど無くなったとする [at 153])。
- (114) ドーソンは以下ノートの筆者に宛た書簡において, 被疑少年からの自白採取が著しく困難となったことへの法執行機関の不満が法改正をもたらしたと述べているという。(Note, *supra* note 49, at 793 n 100)
- (115) Dawson, Title 3. Delinquent Children and in Need of Supervision, 8 TEX. TECH L.REV. 119, 131(1976); Steel, Texas Family Code Symposium: Title 3, 13 TEX. TECH L.REV. 1145, 1164(1982). また, 少年の弁護人を選任するための支出を削減するという財政的事情も関係しているであろうとの指摘もなされていることが注目される (Note, *supra* note 110, at 310)。
- (116) 本条の改正は公的諮問機関である州家族法審議会の提議を受けてではなく, 議員立法によってなされたという。案提出から議決までの州議会における改正法案の文言の変遷について, *Carter v. State*, 650 S.W.2d 793, 796—799(Tex. Crim. App. 1983)(Clinton, J., concurring) 参照。
- (117) 従来の規定が(a)項とされ, 新たに(b)項が付け加えられた。TEX. FAM. CODE ANN. § 51.09(b)(Vernon 1986)。
- (118) Note, *supra* note 110, at 308—312; Comments, *supra* note 113, at 750—754.
- (119) Note, *Id.* at 303.
- (120) Comments, *supra* note 113 at 750—754, 763—764. (被疑少年の権利放棄ないし自白の取り扱い, 刑事手続における成人被疑者のものについての取り扱いに非常に類似したものとなっているとする [at 763—764])

(筆者の住所 〒185 国分寺市日吉町1-38-2-211)